時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に社に本向け發送あらんことを請ふ

時事新報

歲費納金の決議

貴族院にては自今六年間議員の歲費十分一を納れて製艦費の補足に充つるの議を決したり右は今回下賜されたる詔勅の旨を體し聊か微誠を致さんとの意に外ならざる可し其精神は敢て咎む可らずと雖も抑も此決議は法律上の問題に非ずと云はゞ德義上より銘々の心を促して一院內の同意を得たるものにして正當の道理より云へば議院の議決として果して有效のものなるや否やは少しく疑はざるを得ず然れども其邊の疑問は姑く擱き半公半私曖昧模糊の間に斯る議決を爲して實際に何の益する所ある可きやと云ふに我輩は其結果の甚だ妙ならざる可きを斷言するものなり凡そ金錢に關する事柄は何人も公言するに憚る所にして特に德義上の問題として之を公開の議場に論ずるときは表面に反對するものはなかる可しと雖も顧みて人情社會の實際を察すれば各人生計の度の異なるに隨ひ其利害は種々樣々にして一概に論ず可らざるのみか其關係の微妙なるは筆紙を以て盡す可きに非ず即ち社會の裡面に起伏する人情の極處にして唯人々の推測に任するの外ある可らず然るに今その事を德義の問題として議場の公論に付するのみならず加ふるに詔勅云々の意味を以てす何人も之に反對して充分に口を開くこと能はざるは素より怪しむに足らず恰も滿場一致を以て議決したるは甚だ立派なるが如くなれども其口を開かざるは果して心に滿足して其說に感服したるものなるやと云ふに必ずしも然るに非ず之を爰に筆端に現はすも心苦しき次第なれども實際の內情に立入りて皮肉の底を穿つときは銘々多少の不快なきを得ず其人の心の卑しきに非ず古今の通則として一般の人情に免れざる所なれば左れば該議決に就て議員の中に內々不快の情を醸さしめたるは事實に疑なしとして扨その不快の情は如何するやと云ふに內に鬱するものあれば外に發す可き筈なれども本來の成行を尋れば敢て他に强られたるに非ず唯人情の弱點に打勝つこと能はずして自から求めたるものにこそあれば其情の發して向ふ所は政府にも非ず民間にも非ず俗に所謂焼けと爲りて自からおれるの外ある可らず聊ち我輩の想像を以てすれば今後貴院の議事は事に付け聊に觸れ兎角紛擾の沙汰多くして一言一論も圓滑を缺くの結果あらんことを恐るゝものなり讀者若し此に疑あらば假りに今の歲費を全廢したりとして議場の有樣如何を想像せよ今日に比して議事の穩不穩は自から發明する所ある可し既に官吏紀律の爲め官海全面に不平を醸して言論擧動の調子を高め或は其制御に困却の事情もある可しとは正に今日の事ならずや人情の波瀾は微妙の原因に起伏して意外の働きを爲すものたるを忘る可らざるなり以上の推論果して事實に相違なしとすれば今回十分一を納るゝの議決の如きは唯議場の平和を破るまでにして其實、事に益なきものなれば今より早く思を改め其議を取消して他日の累を遺さざらんこと智者の事なる可し然りと雖も人々の德義心は深く自から信ずる所にして他より云々す可きものに非ず若しも議員の人々が眞實國家に對するの至情より自家の費用を割て之を公用に供せんとするは素より禁ず可きに非ざれば果して其志あるものは歲費の幾分なり又は全額なり私に之を納れて自から心に滿足す可きのみ我輩は啻に之を咎めざるのみならず寧ろ其志の奇特なるに感服するものなれども唯これを議場の問題として公に議決し恰も多數の勢を以て德義上に他を强ゆるに至りては其結果の妙ならざるものある可きを信じて聊か茲に一言するのみ

官報

○司法省告示第八號

大坂地方裁判所管內池田、茨木、枚方ノ區裁判所刑事裁判事務ハ裁判所構成法第十三條第二項ニ依リ來ル三月一日ヨリ大坂區裁判所ニ於テ之ヲ取扱ヒ同管內富田林區裁判所刑事裁判事務ハ同ク堺區裁判所ニ於テ之ヲ取扱フ

明治二十六年二月二十日　司法大臣伯爵山縣有朋

司法省告示第八號參照

法律第六號裁判所構成法（明治二十三年二月十日官報）抄錄

第十三條　區裁判所ノ判事差支アルトキハ每年地方裁判所長ノ前以テ定メタル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス但シ監督判事ノ職務ハ其ノ區判事ノ官等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス

一ノ區裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ事務ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ之ニ代ルヘキ他ノ區裁判所ハ前項ニ同ク每年前以テ之ヲ定ム

雜報

○合衆國新內閣員略傳

ルートル電報は常に合衆國の政治をば公衆の痛痒に關係なきもの〻如く取扱へども此度びは深切にも之が報知を送り來したり國務卿に任ぜられたるウォルター、グレシャム氏は大統領アーサーの下に第一番の驛遞總監たりしが法官フォルガーが大藏の職を辭するに當りて大藏卿に任ぜられ其後大統領アーサーは其滿期に先立つこと一箇月ほど前、氏を合衆國巡廻裁判所の中一箇所の判事たらしめしが氏は今尙ほ其職に居るなりグレシャム氏はインヂアナ州の人にして嘗て大統領たらんとの志を抱きしこと數回あり最近の撰擧までは合衆黨たりしが當時大に不滿足を感じ（殊に海關稅のことに就て不滿足を覺えたるものなりと云へり）たるなり氏は溫和なる自由貿易家にして嘗てクリーヴランド氏の爲めに著明なる加勢をせしこともなく左れば我輩は氏に就てのルートル報告の異なるを大に疑ふ者なり陸軍卿に任ぜられたるヂーラモント氏はニウヨーク州の人にして新大統領クリーヴランド氏がニウヨーク州の知事たりし時に之が秘書官となり其後クリーヴランド氏が大統領となりし時にも同職を勤め居たりジエー、ジー、カーライル氏は合衆國上院議員なり氏は其以前、下院の議長たりしが此度の任命を承諾せんが爲めに職を辭したりとの次第は先便既に其報知ありたりホーク、スミス及ビッセル兩氏の事に就ては我輩は未だ聞知したる所なしと橫濱メールに見えたり右の中カーライル氏は千八百三十五年九月五日ケンタッキー州カンベル（今はケントン）郡に生れ法律を學びて千八百五十八年に開業し千八百五十九年より同六十一年に至るまでの間はケンタッキー州下院の議員と成り同六十六年より同七十一年に至る間は合衆國上院議員となり同年八月副知事に撰出されしとき此議員職を辭し副知事は同七十五年まで勤めたり千八百七十七年合衆國々會議員に撰ばれ其後續いて再撰し千八百八十七年三月に終る現期にも尙は同職を勤め居れり氏は共和黨にして自由貿易家なり千八百八十三年十一月議長に撰ばれ同八十五年再撰せり（千八百八十七年メンオヴゼタイム）

○市公債條例の追加

此程の東京市會に於て決定せし東京市公債條例追加中改正の件は左の如し

第三條　但證書者又は所有者の望に由り無記名證書を記名證書に記名證書を、無記名證書に轉換することを得

第二十六條　紛失したるの下に「無記名」の三字を加ふ

第三十九條に左の一項を加ふ

第三十七條及本條の記名換證印を受くる迄は證書は現在記名人又は其相續人に對し債務を負擔すべし

第四十條に左の但書を加ふ

但本文期限を過ぎて紛失證書又は利札を持參するものあるも之に對する元利金は一切支拂はざるべし

第四十三條　第三十六條の證書交換を受くるとき第三十七條第三十八條第三十九條の記名換のとき第四十條の代證書を受くるとき及第四十一條の取扱店を變換するため生ずる費用は本人より其手數を爲したる取扱店へ辨償せしむべし

○水道鐵管と日本鑄鐵會社

東京市の水道鐵管は愈々市參事會に於ても內國製を採用することに一決したり一時は殆んど外國製にのみ傾き居たる鐵管が斯くも形勢一變して市參事會の如き僅々の反對者のみにて內國製を可決するまでに至りたる次第を聞くに東京鑄物業者の運動の如き尤も參事會の意見を動かすに力ありたるものならんなれども工事監督長を始め技師等の說を翻したるは內國製採用に大なる勢力を與へたるもの〻如し始め技師等は新事業の事とてその成功を懸念し萬全を保する爲めには事に熟練なる外國工場に依賴するの安全なるに如かずとなし居たるも製鋼とは事違ひ鑄鐵は全く經驗なしと云ふにはあらずして隨分可なりの技術師もなきにあらず只今度の水道鐵管の如きは大事業なるが故に一時は危險なりとなせしも既に大坂にては砲兵工廠を借受け實驗せしに其結果惡からず是丈けのことは出來ると云ふは技師の面目にも關し且つは始めての仕事ならば其技術を試驗するにも好都合なりとて遂に前に不安心なりと云ひたるものも近頃にては技術上に於て掛念なしと云ふに至り古市氏の如きも參事會に向て技術の保證を爲したる程なれば參事會員の意見動かざるを得ず內國にて製造し得べきものならんには殊更ら好んで外國に求むるの必要なし然れども市の金を以て鐵管鑄造の試驗に供するが如きことはならんには市に對して申分なし技術上は出來得べきものとするも果して之を引受くるに足るべき工場あるや金さへ費やせば如何なる工場をも設置し得べけれども之が爲めに鐵管の製造費を增しては面白からず遠武氏の差出したる見積書によれば外國製に比して安價なるには相違なきも氏はよく見積書通り製造すべき工場を有するや此點に於て參事會員は尙は躊躇

の色あり遠武氏も亦
技師等と共に充分の
少なくも二十萬圓資本
き是れに勸めて漸く
もありて意の如くなら
れば遂に赤松氏を社
鑄鐵會社なるものを
し原料買入は斯くす
したれば參事會員も
も尙は不安の念ある
の强固なるを示すが
なし一口五千圓以上
ることゝして資本主
に付參事會も遂に同
のなりといふ右に對
や明日に至らざれば
購入監督委員中にも
東京市の經濟を以て
の不幸あらんには市
場合にても一會社に
べしとて遂に鑄鐵會
議員中熱心なる反對
の意見通り決するな
如く一變して鑄鐵會
より同社にては昨今
日の處にては建設地
よし同地は初め市會
して埋立てたる所に
先づ適當の場所なり
入費等には大凡十萬
金十萬圓を東京府に
費とに當つれば一度
萬圓位の工場にては
しと技師等の間には
鐵場は僅かに七百圓
本づゝを鑄造したる
て日々平均七八十本
にて充分なりと同會
時宜に依り同社にて
もあるべく豫て運動
同社より打合をなし
乘氣になり居らされ
よし

○既定歲出

陸軍省所管

陸軍本省　修繕費

[illegible]